

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の補助金
および介護職員等処遇改善加算
を取得し実施される手当の支給に関して

以下については、令和8年2月の給与より適用する。
既存の「処遇改善手当および事業所手当」を「処遇改善手当」に統一する。

【処遇改善手当】

(今まで処遇改善手当を支給していた事業所)

1. 正・準職員（介護福祉士）については、一人当たり毎月60,000円（うち補助金15,000円）程度を支給する。また、パート職員については、時給平均300円（うち補助金75円）程度を支給する。そのほか一時金として賞与時に支給する。
2. 正・準職員（介護職員）については、一人当たり毎月50,000円（うち補助金10,000円）程度を支給する。また、パート職員については、時給平均200円（うち補助金75円）程度を支給する。そのほか一時金として賞与時に支給する。
3. 正・準職員（その他職員）については、一人当たり毎月40,000円（うち補助金10,000円）程度を支給する。また、パート職員については、時給平均200円（うち補助金75円）程度を支給する。そのほか一時金として賞与時に支給する。
4. 正・準職員（副主任以上の役職者）については、一人当たり毎月90,000円（うち補助金35,000円）程度を支給する。そのほか一時金として賞与時に支給する。
5. パート職員（庶務・運転手・清掃）については、時給平均100円（うち補助金50円）程度を支給する。そのほか一時金として賞与時に支給する。

【処遇改善手当】

(補助金を元に新規に処遇改善手当を支給する事業所（訪問看護・居宅介護支援）
および通所・訪問リハビリテーションのリハビリテーション職員)

6. 正・準職員については、一人当たり毎月10,000円（うち補助金10,000円）程度を支給する。また、パート職員については、時給平均50円（うち補助金50円）程度を支給する。そのほか一時金として賞与時に支給する。

7. 正・準職員（副主任以上の役職者）については、一人当たり毎月15,000円（うち補助金15,000円）程度を支給する。そのほか一時金として賞与時に支給する。

【処遇改善手当】全体

8. 夜勤1回につき夜勤手当とは別に2,000円を支給する。
9. 介護福祉士および介護支援専門員の資格を取得した者に資格取得奨励金として50,000円を処遇改善手当として支給する。
10. 介護老人福祉施設における宿直職員および最低賃金の減額特例を受けている職員は、上記手当より除外する。

以上